

平成 17 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ ッ ポ ン 放 送
代表者名 代表取締役社長 亀 渕 昭 信
(コード番号 4660 東証第二部)
問合せ先 総務部長 眞 田 修 徳
(電話 03-3287-1111)

第三者割当による新株予約権発行のお知らせ

平成 17 年 2 月 23 日開催の当社取締役会において、株式会社フジテレビジョン(以下、「フジテレビ」という。)に対する第三者割当による新株予約権の発行に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行理由

当社とフジテレビは、21 世紀のメディア事業での勝ち組として生き残っていくためには、個社レベルではない資本政策に裏打ちされたグループの経営資源の選択と集中を機動的且つ効率的に実行可能とするグループ経営体制への転換が急務であると認識しております。また、一方でマスコミという高い公共性を有する事業を営む当グループとして、今後も要請される社会的使命と責任を果たしていく上でも、資本的側面において長期的に安定した経営体制を確立しておくことが必須と考えております。これらの課題に対処するため、フジテレビは、平成 17 年 1 月 18 日より当社株式の公開買付けを開始しました。本公開買付けは、当社とフジテレビとの資本関係の強化により、将来においては、フジテレビを中核としてグループの経営資源の選択と集中を機動的且つ効率的に実行するための経営体制への転換を目指すものです。本公開買付けは、当社株主ならびに顧客、取引先、従業員等の当社関係者の利益のために最善であると判断し、当社は本公開買付けに賛同意見を表明しております。

平成 17 年 2 月 8 日、株式会社ライブドア(代表取締役 堀江貴文氏。以下「ライブドア」)は、当社の株式の 11,529,930 株(発行済株式数の 35.15%)を取得(以下、「大量取得」)したことを公表しております。ライブドアは、東京証券取引所の立会外の ToSTNet-1(以下、「ToSTNet-1」)を介した取引により、当該株数の大部分を取得したものです。当社としては、情報開示の透明性・既存株主に対する公平

性が確保されている公開買付けと異なり、ライブドアによる当該取引は一部の当社株主の皆様に対してのみ支配プレミアムが支払われる等、既存株主の皆様にとって著しく透明性・公平性を欠く取引であり、少なくとも公開買付け規制の趣旨に反し、かつ違法の疑いもある取引であると考えております。フジテレビによる上限を設けない公開買付けとは対照的です。

この度、当社はフジテレビに対して、新株予約権の発行を決定したものでありますが、その主たる目的は以下の通りです。

第一に、当社の企業価値の維持です。当社は、中核事業であるラジオ部門に限らず、子会社であるポニーキャニオン社の音楽映像事業、その他イベント関連等でフジテレビに大きく依存しております。それは単に収益という定量的な側面だけでなく、技術・開発面における情報ノウハウ、そして人心面での強い絆に裏打ちされたものであります。この関係は当社が今後の企業価値の維持・向上を図っていく上で必要不可欠なものです。フジテレビをはじめとするフジサンケイグループ各社は、当社がライブドアの子会社となりライブドアの支配下に入った場合には、直ちに当社及び当社子会社との取引を一切中止する意向を申し入れてきています。当社がフジサンケイグループからの離脱を余儀なくされた場合には、当社の収益性及び技術ノウハウや人材等の事業基盤に裏打ちされた当社の企業価値に甚大な悪影響があるものと判断致しました。

第二に、当社がマスコミとして担う高い公共性の確保です。前記のとおり、当社としましては、ライブドアによる当社の株式の大量取得は、公開会社の株式買収にあたっては透明性及び公平性を確保すべしという公開買付け規制の趣旨に明確に反する上に、違法の疑いもある取引であると考えており、このような手段を躊躇なく用いるライブドアが当社の支配株主となることは、当社がマスコミとして担う高い公共性と両立しないと判断致しました。

本新株予約権が全て引き受けられ、かつその全てが行使された場合、フジテレビは 47,200,000 株の当社新株を取得することになり、本公開買付けの結果如何にかかわらず、当社はフジテレビの子会社となります。フジテレビによる公開買付けはライブドアによる大量取得以前より実施されているものであり、当社は本日時点においても、当社の子会社化を目指してフジテレビが実施している公開買付けに対して賛同しております。当社は、ライブドアの大量取得という公開買付けの開始後に発生した事情に影響を受けることなく、当社が賛同を表明したフジテレビによる当社の子会社化という目的を達成する手段として、本新株予約権の付与を決定したものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ニッポン放送第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類および数は、当社普通株式当初 47,200,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 10,000 株）とする。ただし、下記の割当株式数の調整を受けることがある。

- (3) 発行する新株予約権の総数 4,720 個
- (4) 新株予約権の発行価額 1 個につき 3,362,731 円
(1 株につき 336.2731 円)
- (5) 新株予約権の発行価額の総額 15,872,090,320 円

(6) 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社フジテレビジョンに割り当てる。

- (7) 申込期間 平成 17 年 3 月 23 日（水）

- (8) 払込期日 平成 17 年 3 月 24 日（木）

(9) 新株予約権行使の際の払込金額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各本新株予約権の行使により発行または交付する株式 1 株当たりの払込金額 5,950 円（以下「当初行使価額」といい、必要な場合、第 24 項または第 25 項に基づき修正または調整したものを「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とし、当初は 59,500,000 円とする。

(10) 新株予約権の行使の際の払込金額の総額

280,840,000,000 円

（ただし、第 24 項または第 25 項により行使価額が修正または調整された場合には、払込金額の総額は増加または減少する。）

(11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1 個につき 62,862,731 円（1 株につき 6,286.2731 円）

（ただし、第 23 項および第 24 項または第 25 項によって変更されることがある。）

(12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

296,712,090,320 円

（ただし、第 24 項または第 25 項により行使価額が修正または調整された場合には、発行価額の総額は増加または減少する。）

(13) 発行価額及び新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由

株式会社東京証券取引所における平成 17 年 2 月 22 日の当社普通株式の普通取引の終値を基準となる株価とし、前提となる金利には残存年数が行使期間までと同程度の TIBOR (Tokyo Inter-Bank Offered Rate) を、ボラティリティには当社のマーケットにおける状況等を総合的に勘案した変動率を、配当利回りには今期における当社予想年間配当金に基づく利回りを使用した。これらの諸条件を前提とし、一般的な価格算定モデルである三項ツリーモデルの算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の発行価額を金 3,362,731 円（1 株あたり金 336.2731 円）と算定した。

また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成 17 年 1 月 14 日までの 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値である 4,937 円に約 21%のプレミアムを加算した額とした。

(14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中の資本組入額

本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(15) 行使請求期間

平成 17 年 3 月 25 日から平成 17 年 6 月 24 日までとする。

(16) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないこととする。

(17) 新株予約権の消却事由および消却条件

当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり 3,362,731 円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(18) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。

(20) 新株予約権の期中行使があった場合の株式の配当起算日

本新株予約権の行使により発行または交付される株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の行使が毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは当該年の 4 月 1 日に、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは当該年の 10 月 1 日に、それぞれ株式の発行または交付があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 新株予約権の行使請求受付場所

当社 本社総務局（またはその時々における当該業務担当部署）

(22) 新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該営業所の承継営業所）

(23) 各新株予約権の目的たる株式の数の調整

1. 本新株予約権を発行する日（以下「新株予約権発行日」という。）後、株式の分割により普通株式を発行するときは、その時点で行使されていない本新株予約権について次の算式により本新株予約権 1 個当たりの

目的たる株式の数（以下「割当株式数」といい、10,000株を当初の割当株式数とする。）を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 本項第1号の割当株式数の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は取締役会が適切と考える方法（かかる方法は、誠実に決定されなければならない。）により割当株式数の調整（かかる調整は、公正で合理的なものでなければならない。）を行うものとする。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割または合併等のために割当株式数の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当社の発行済株式数の変更（当社普通株式以外の株式の発行を含む。）または変更の可能性を生ずる事由の発生によって割当株式数の調整を必要とするとき。

(24) 行使価額の修正

平成17年4月1日以降、毎週金曜日（以下、「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。

なお、時価算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整（かかる調整は、公正で合理的なものでなければならない。）される。

(25) 行使価額の調整

1. 当社は、新株予約権発行日後、本項第2号①ないし③に掲げる事由が発生した場合には、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

第2号①の場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{自己株式を除く株式分割前発行済株式数}}{\text{自己株式を除く株式分割後発行済株式数}}$$

第2号②および③の場合

新規発行または交付株式数×1株当たり払込金額

自己株式を除く既発行株式数＋

時価

調整後行使価額＝調整前行使価額×

自己株式を除く既発行株式数＋新規発行または交付株式数

2. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合については、次に定めるところによる。

- ① 株式分割により当社普通株式を発行する場合。
- ② 行使価額調整式に使用する時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を発行または交付する場合（新株予約権の行使により普通株式を発行または交付する場合を除く。）。
- ③ 1株当たりの発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額の合計額が時価を下回る当社普通株式に係る新株予約権を発行しまたはかかる新株予約権の引受権を付与する場合。

(26) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

新株予約権の行使による払込金額を含めた手取概算額は 296,712,090,320 円です(当初の行使価額により計算。)。ただし、新株予約権の行使は、新株予約権者の判断によるため、現時点において払込みの金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、新株予約権の発行による手取金(新株予約権の発行価額の総額)は、(仮)臨海副都心スタジオプロジェクトへの整備資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業の安定成長、経営基盤の強化・拡充、及び競争力・収益力の向上を重要課題と考えております。株主の皆様への利益還元につきましては、株主重視の観点に立ち、当期決算の業績及び翌期以降の見通しに基づき、併せて今後の事業拡大のための内部留保、財政状態、業績の進展状況に配慮しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本方針とし、配当金総額、配当性向等を総合的に勘案して利益配分を決定しております。

(2) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	11.66円	131.98円	457.99円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	7.00円 (2.00円)	10.00円 (2.00円)	15.00円 (2.00円)
実績配当性向	60.1%	7.6%	3.3%
株主資本利益率	1.0%	11.0%	30.4%

3. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項無し。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	4,020円	4,250円	2,770円	5,350円
高値	4,800円	4,610円	5,380円	8,800円
安値	3,250円	2,300円	2,380円	4,500円
終値	4,270円	2,730円	5,250円	6,750円
株価収益率	366.21倍	20.68倍	11.46倍	—

(注) 1 株価は株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。

2 平成17年3月期の株価については、平成17年2月22日現在で表示していません。

4. 割当先の概要

割当先の氏名または名称		株式会社フジテレビジョン	
割当新株予約権の数		4,720個	
払込金額		15,872,090,320円	
割当先の内容	住所	東京都港区台場二丁目4番8号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 村上 光一	
	資本の額	106,200百万円	
	事業の内容	テレビジョン放送	
	大株主及び持株比率	(株)ニッポン放送 22.51 % 東宝(株) 5.76 % 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 4.38 % 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 3.83 % (株)文化放送 3.06 %	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	当社は割当予定先の573,704株を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式数	割当予定先は当社の4,064,660株を保有しております。

	人的関係	<p>当社の取締役（４名）が割当予定先の取締役を兼務しております。</p> <p>当社の監査役（１名）が割当予定先の常勤監査役を兼務しております。</p>
	取引関係等	番組制作スタジオの共同運営を行うこととなっている。

(注) 資本の額、大株主及び持株比率ならびに出資関係の欄は、平成 16 年 9 月 30 日現在のものです。

以 上